

第1章 はじめに

1 「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」の構想

平成24年7月、犯罪対策閣僚会議は、関係諸機関が連携して総合的に施策を進めるための指針である「再犯防止に向けた総合対策」を策定した。同総合対策では、刑務所出所者及び少年院出院者の出所・出院年を含む2年間における刑務所等に再入所等する者の割合（2年以内再入率）について、過去5年の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準として、33年までに20%以上減少させるという数値目標が設定された。

同総合対策は、おおむね5年後を目途に見直しを行うことを定めており、この見直し作業のために基礎資料を提供することを意図し、法務総合研究所は平成28～29年度を研究期間とする「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」の構想を立て、主な内容を以下（ア）～（オ）の項目どおりに定めた。また、取りまとめた研究成果を30年度末までに法務総合研究所研究部報告（以下「研究部報告」という。）として発刊する計画とし、27年度の事前評価を受けた。

（ア）再犯の動向

刑事司法機関による既存の統計データを用い、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。）の推移等の動向を把握するとともに、出所後2年以内に刑務所に再入所した再犯者等の基本的属性を分析する。

（イ）再犯に係る実態調査①

平成27年度に法務総合研究所研究部で実施中であった「窃盗事犯者に関する研究」、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」等に係るデータの中で、出所後2年以内に刑務所に再入所した者の成行きに着目し、再入所の要因等を分析する。

（ウ）再犯に係る実態調査②

平成28年の一定期間に、受刑者に対する質問紙調査等を行い、再入者の実態と主観的意識を探り、再犯防止に向けた指導支援に資するよう分析考察を行う。

（エ）再犯防止施策に関する実地調査

国の機関、地方公共団体等において実施されている再犯防止に資する施策や取組について実地調査を行う。

（オ）諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査

諸外国における再犯者の実態や再犯防止対策の現状を紹介した資料や文献等を収集する。

2 研究成果にかかる発表形態と時期の変更

研究が進む中で、その成果をできるだけ早く公刊し、再犯防止に向けた総合対策の見直し作業等にリアルタイムで役立てるという趣旨で、早期に研究成果が出た部分については、研究部報告として一つにまとめた形での発刊（平成30年度末）を待たず、切り離して先に公表する扱いとし、当初の研究計画を変更した。変更の対象となったのは、1節（ア）、（イ）及び（エ）である。すなわち、

（ア）再犯の動向については、平成28年版犯罪白書において、多角的な観点から2年以内再入率等に関する分析を行い、特集として掲載した。引き続き、29年版、30年版においても、最新データを用いた2年以内再入率等に関する分析結果を掲載し、いわば定点観測の対象として扱っている。

（イ）再犯に係る実態調査①については、平成28年度に刊行された「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」及び「法務総合研究所研究部報告57 窃盗事犯者に関する研究」において、それぞれ再犯に係るパートを設けて記載した。

（エ）再犯防止施策に関する実地調査については、平成28年版・29年版犯罪白書において、国、地方公共団体及び民間による取組を比較的詳細に紹介した。

なお、研究の名称についても、変更後の研究内容に合致する「再犯防止対策等に関する研究」に改めた。

3 「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立と研究成果の活用

犯罪防止施策が推進される中で、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法という。）がいわゆる議員立法により制定された。再犯防止推進法においては、第7条で政府として再犯防止推進計画を定めることとされており、その策定に先立ち、再犯防止推進計画等検討会が設置され、29年2月～11月の間9回にわたり、関係省庁や有識者委員が議論を重ねた。

同検討会の第1回～第3回の配布資料として、前記（ア）記載の再犯動向分析結果が、平成28年版犯罪白書から複数引用され、議論の前提となる基礎資料として活用された。また、第3回の法務省提供資料中でも、（イ）記載の「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」による知見の一部が活用されている。（エ）記載の実地調査については、直接の引用は見当たらなかったものの、検討会議事録に示された主要な論点と内容が重なっており、29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画に影響を与えたものと考え

られる。このように、一部の研究成果を当初の構想より早期に公表したことによって、時宜を得た形で国の再犯防止対策の充実強化に寄与することが可能となった。

4 再犯防止にかかる調査研究を一層推進するために

再犯防止対策を立案する上で、再犯者、特に刑務所に再入所した者の実態を調査し、把握することが重要であるが、再犯者本人が再犯という事実をどう受け止め、再犯しないため何が必要と考えるか、という意識を明らかにしていく視点が欠かせない（1節（ウ）該当）。また、実際の取組内容やその評価の手法を検討する上で、海外の実践が参考になる（1節（オ）該当）。

そこで、本報告では、受刑者等を対象に行った意識調査の結果に加え、我が国における再犯防止対策を検討する上で有益と思われる諸外国の研究の知見や実際に展開されている政策の実践状況や課題を明らかにした海外実地調査の結果を取りまとめ、多角的な視点から、再犯防止対策の一層の推進に資する基礎資料として提供することとしたい。